

独立行政法人評価委員会
第31回農業分科会

農林水産省大臣官房文書課

午後2時00分 開会

○松本分科会長 皆さん、こんにちは。残暑厳しい中をご参集いただきましてありがとうございます。ございます。

定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第31回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち8名の出席予定ということで、ただいまのところ、布施専門委員だけがまだご出席になられておりませんが、おいおい出席していただけるものと思います。そうしますと、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、事務局のほうから議事の進め方の説明と卓上の大変分厚い資料、この資料の確認をお願いいたします。

○生産局生産推進室長 事務局を担当しております生産局総務課生産推進室長の福田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事の進め方についてご説明をさせていただければと思います。本日の議事につきましては、お手元に配付してございます議事次第がございますけれども、この中に書いてございますとおり2部構成とさせていただければと思います。まず、第1部におきましては農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの議事について審議をいただければというふうに思っております。休憩を挟みまして第2部につきましては農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の議題を審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付しております資料のご確認をお願いしたいと思います。第1部、第2部、それぞれ別の山で置かせていただいております。委員の皆様方に対しましては事前に資料を配付しておりましたけれども、差しかえあるいは当日の追加資料等がございましたので、全セットを議事に沿って順番どおりにセットさせていただいております。資料につきましては不足等がございましたらお申し出いただければ幸いです。

それでは、議長、お願いします。

○松本分科会長 それでは、早速でございますが、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。

1つ目の議題は、平成20年度業務実績に関する評価についてでございます。

最初に、各法人のプロジェクトチームからそれぞれご説明をいただいてから、まとめて質疑をちょうだいしたい、こういうふうに思っております。

それでは、まず農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの夏目委員からご説明をお願いいたします。

○夏目委員 農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームを担当しています夏目でございます。私からPTにおける検討結果についてご報告させていただきます。

農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは、本年7月28日に担当委員4名の出席のもと開催され、平成20事業年度の評価について検討を行ったところであります。評価を実施するに当たり、法人に対して詳細なヒアリングを実施するとともに、法人からは自己評価シート、財務分析資料、随意契約関係資料等の補足資料が提出され、適切な評価を実施することができたものと考えています。なお、平成20年度の業務実績評価につきましては、昨年に様式の変更がございましたが、当PTでは従前使用しておりました6段表を補足資料として添付することとし、新たに作成されました様式については、6段表の記述を抜粋する形で概要版として整理させていただいております。

それでは、お手元の資料2-1の1ページ、平成20事業年度の評価結果の概要についてをご覧ください。

まず、総合評価についてですが、当PTといたしましては平成20事業年度の総合評価はAと評価させていただきました。当該評価に至った理由についてですが、評価を行うに当たっては、評価基準、評価指標とあわせて、3月30日に政・独委から発出されました独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点を踏まえ、平成20年度業務実績評価の具体的取り組み、平成19年度評価に対する二次意見及び独立行政法人整理合理化計画を踏まえて行っております。

中項目の評価を行うに当たり、評価指標に基づき小項目の評価を行いました。当法人は平成19年4月に3法人が統合して新たに発足したところでありまして、業務も多様なことから、小項目の評価指標が194指標となっておりますが、すべての指標をaと評価しております。この小項目の評価を踏まえまして、中項目の評価でもすべての項目をA評価とし、大項目及び総合評価につきましては、業務実績及び達成度合い等を総合的に判断した結果、中期計画または年度計画は的確に実施されているものの、S評価とすべき事項はなかったことから、すべての大項目及び総合評価についてはAと評価したところであります。

業務運営に対する主な意見といたしましては、まず、1 ページの 2 の 1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてですが、①組織体制の強化につきましては、近年、食に対する信頼が薄れている中、統合前の法人が有していた知見やノウハウを活用する観点から、各部門の専門家から成るプロジェクトチームを設置するとともに、緊急時や繁忙時において機動的に対応する観点から、柔軟な職員の配置を行うためのスタッフ制の拡充などの取り組みを行っており、今後も的確な業務運営が期待されるところであります。

次、②の外務委託による業務の効率化及び③人件費の削減につきましては、専門的・技術的知見を必要としない業務へのアウトソーシングの導入を拡充するとともに、業務の効率化に伴い、人員を平成 18 年 1 月 1 日から 34 名削減することにより、人件費を平成 17 年度決算額に比べ 6.6%削減するとともに給与水準は国と比べて 99.3 であり、効率的な業務運営により経費削減も適切に行われていると判断されます。

次に、④生産段階における安全性等の確保に関する業務、⑤農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務及び情報提供業務につきましては、国の政策や社会情勢の変化に的確に対応し、検査対象の重点化や検査期間の効率化等が適切に図られております。

次に、1 ページの下のほう、2 ですけども、2、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてですが、まず、①の食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取り組みにつきましては、非食用事故米穀を原料とした最終製品への汚染物質の残留状態について迅速に検査分析を実施するなど、センター全体として取り組むべき課題として 5 課題を選定し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施しております。

次のページでございます。

②情報提供業務の一元化及び提供内容の充実及び③窓口業務の全国における実施につきましては、情報提供部門や相談窓口等に各検査部門の専門的知見を有する職員を配置し、旧 3 法人の統合以前と比較して増加した肥料、農薬、飼料に関する相談についても受け付けた窓口において適切に対応するなど、相談者の利便性に配慮した取り組みを実施するとともに、ホームページや講習会の開催等により、積極的な情報提供のための取り組みが行われておりましたが、よりわかりやすい形で情報提供が行われることが期待される所です。

さらに、④肥料関係業務、⑤農薬関係業務、⑥飼料及び飼料添加物関係業務、⑦食品表

示監視業務につきましては、肥料取締法に基づく立入検査、農薬G L P制度の査察及び飼料安全法に基づく立入検査などの食の安全と信頼を確保する業務を適正に実施しております。

次に、2ページの中段、3、予算、収支計画及び資金計画についてですが、運営交付金につきましては、平成20年度においても業務経費や一般管理費の削減を図るなど、適正な執行に努めたと評価できます。しかしながら、運営交付金の執行率は88%であり、その主な要因は退職手当の支給が減少したこと等により、人件費に残額を生じたことなどからやむを得ないと考えられますが、今後の執行に当たり、改善に努める必要があります。

随意契約の見直しにつきましては、明らかに競争の余地のないものを除き、原則として一般競争入札等に移行させていましたが、一般競争入札を実施したものの、一者応札となっている事例が多く見られました。このため参加資格要件の緩和等を図るなど、より実質的な競争の確保に努める必要があります。

次に、2ページの5、一番下のところになりますけれども、剰余金の使途についてですが、評価項目の第4、短期借入金の限度額と同様に実績がなかったため、評価をしておりません。

次に、3ページ、6になります。6、その他の主務省令で定める業務運営に関する事項についてですが、各検査等業務間の人事交流に努めるとともに、共通部門である一般管理、企画調整、情報提供の各業務に適正な人員配置が行われていました。また、レクレーション経費等の福利厚生費については国の取り扱いに順じ、適切な対応がとられていました。

最後に3ページの5、独立行政法人整理合理化計画への対応についてですが、事務及び事業の見直しとして食品等関係事業では、生糸の格付業務を平成21年2月28日をもって廃止しております。また、PIO-NETの端末を設置するなど国民生活センター等関係機関との情報の共有化が図られておりました。また、組織の見直し、及び運営の効率化及び自立化では、平成21年2月20日の神戸センター新庁舎完成後、速やかに旧神戸センター、大阪事務所及び岡山事務所の移転作業を行い、平成21年4月1日から業務が実施できる体制とするなど、着実に取り組まれておりました。また、小樽事務所についても平成20年度末をもって微量物質検査課を廃止するなど、平成21年度末の廃止に向けた取り組みがなされており、今後も進捗状況の把握に努め、適切に取り組まれることが期待されているところでございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして種苗管理センタープロジェクトチームの長村専門委員からご説明をお願いいたします。

○長村専門委員 専門委員の長村でございます。種苗管理センターの平成20事業年度の評価結果の概要について、私から説明させていただきます。

平成20年度の評価につきましては、種苗管理センタープロジェクトチームの井上委員、横にいらっしゃいます鱈場専門委員と私、長村が担当しまして、あらかじめ定めていた評価の基準に従い、種苗管理センターが提出しました自己評価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容について、7月28日、29日に種苗管理センター西日本農場においてPT及び現地検討会を開催いたしまして、センターからの聴取、現地調査などを行いながら評価を取りまとめました。

お手元の資料の2ページのほうをご覧ください。

評価の決定に当たりましては、中期計画の最小項目を単位とした5段階評価を行いました。その評価結果を積み上げて中項目、さらには大項目を評価しました結果、平成20年度事業につきましては小項目120項目中、S評価3項目、A評価103項目、B評価4項目、評価対象外10項目、中項目17項目につきましてはすべてA評価、大項目7項目はA評価5項目、評価対象外2項目となりました。このような結果を総合的に見まして、平成20年度事業は設定された数値目標をほぼクリアするなど、中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断します。

それでは、業務運営に対する主な意見について、中期計画の大項目の順に説明いたします。

本文の4から5ページぐらいのところになりますが、最初に業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置については、全体として計画どおり順調に実施されておりまして、理事長のトップマネジメントのもと、農場の再編統合、管理業務の本所への一元化、組織改変など業務運営の効率化に努めておられます。具体的にはページで言いますと7から8、14ぐらいになるんですが、ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行につきましては、一部品種の元種作出を民間企業に移行するなど、整理合理化計画に即し、着実に実施されていること、また、金谷農場及び知覧農場の西日本農場への再編統合につきましては知覧農場を廃止し、西日本農場へ再編統合するとともに、金谷農場につきましても栽培試験対象植物の西日本農場への移管を完了するなど、西日本農場への拠点化が進め

られていること、随意契約により行っていた契約を見直して平成20年度、新たに4件を一般競争入札などに移行するなど、随意契約見直し計画の達成に向け、取り組まれていることなどが特別に評価されます。

なお、栽培試験結果などのデータベースの充実につきましては、前年度に引き続き充実が図られているものの、今後は農林水産省が所有する出願品種のデータを有効に活用するための検討が必要であると考えます。

2ページに即して説明申し上げますのでよろしくお願いします。

2ページのところに書いてありますばれいしょ原原種生産におきましては、急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入が着実に進められていることは評価されますが、培養変異による変異体が原原種に混入することのないように十分留意して、進めていただきたいと思っています。

次に、技術専門職の担当する業務の専門的技術を有する業務へのシフト及びアウトソーシングについても順調に進められておりますが、技術専門員の急激な減少で現場の原原種の生産に支障がないように、また、作業のアウトソーシングにより品質低下などが生じないように十分注意していただきたいと考えております。

さらに、一般管理費及び業務経費は対前年度比における縮減率は目標に達しておりませんでした。これは肥料価格の高騰など特殊事情によるものであり、当中期目標期間の基準年度である平成17年度からの平均では、一般管理費は年11.2%減、業務経費は年1.1%減となっております。このような特殊事情などに配慮しましてA評価といたしました。

職員の給与水準につきましては、国家公務員との比較指数が98.8であり、適正な水準となっております。職員の意識高揚など内部統制機能についても整理合理化計画に即し、コンプライアンス推進規程などの整備、コンプライアンス委員会の設置など強化に取り組まれています。

続きまして、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置につきましては、全体として計画どおり順調に実施されています。

その中で、栽培試験対象植物の種類拡大については対象植物を5種類拡大し、目標の2種類程度を2倍以上上回る達成状況となっており、新規植物の種類別審査基準案の作成についても、目標の15種類を2割上回る達成状況となっています。これらはいずれも栽培試験体制の強化に資するものであり、ともにS評価と判断いたしました。

登録品種などのDNA情報のデータベース化につきましても、登録品種の標本、DNA

保存のほか、センター独自に既存品種の標本、DNAの保存を開始するなど、世界に先駆けて登録品種のオリジナル性を担保する新たな仕組みの構築が進められていることからS評価といたしました。

また、海外から導入するばれいしょにつきましては、ウイルスなどの除去を行う無毒化事業の実施に向け、関連機関と協議が進められており、民間も含めた国内育種展開のための海外の遺伝資源の導入や、民間の試験栽培用海外品種の導入を大きくサポートするものと期待されるところです。また、一部の植物資源や使用頻度の低い栽培試験の対象品種などの保存に当たっては、組織培養技術などを活用して保存することの可能性について、ご検討いただいております。また、この前の現地検討会で指摘させていただいたところ

です。

続きまして、予算、収支計画及び資金計画についてご説明申し上げます。

運営交付金は効率的に使われており、経費削減の取り組みとして一般競争を原則とする契約の実施、一括またはブロック契約による効率的な執行に努めておられます。また、競争入札及び随意契約などの執行状況については、監事による定期検査において執行状況についてのチェックを受けるとともにホームページで公表するなど、透明性、公平性を確保しておられます。

短期借入金の限度額については、実績がなかったため評価を行っておりません。

重要な財産の処分等に関する計画については、金谷農場及び知覧農場の西日本農場への再編統合に当たっては、資産の売却及び業務の移管が適切に進められています。

剰余金の使途については、実績がなかったために評価を行っておりません。

その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項について、施設整備は計画どおり適切に実施されており、業務の改善などが図られています。

その他センター業務に関する指摘事項については、整理合理化計画による農業生物資源研究所、農業環境技術研究所との統合については3法人統合を円滑に進めるため、各法人の理事長、理事で構成する3法人統合準備委員会が設置されており、そのもとに設置された実務的検討を行う3法人統合検討打ち合わせ会議において、業務、財務、労務などの各課題について検討が進められています。

栽培試験の外部委託の推進については中期目標に従い、受託基準を明確にした上で公募による取り組みが行われています。

契約に係る規程類については、一般競争入札における公告期間を国の基準に合致させる

ための改正が進められています。なお、規程は平成21年4月1日付で改正されています。

また、業務に対する国民の意見募集については、他法人と同様にホームページに意見は寄せられておりません。

以上、冒頭でご説明申し上げたとおり、平成20事業年度の業務は順調に行われ、A評価と判断されることをご報告いたします。

簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして家畜改良センタープロジェクトチームの向井委員からご説明をお願いいたします。

○向井委員 家畜改良センターPTを担当しておる向井のほうから、PTの検討結果についてご報告させていただきます。

家畜改良センターPTにおきましては事前の評価作業として、加茂前、萬野、向井の3名の委員が個別にセンターから提出されました資料の予備的評価を行いまして、評価等に必要な疑問点の洗い出しを行いました。この疑問点等につきまして、8月4日に法人から詳細な事業報告の説明を受け、協議を行い、各項目について評価基準に定める指標に照らして評価案を決定し、最後に業務の実績に関する評価結果を作成いたしました。

お手元の資料2-3の独立行政法人家畜改良センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果の2ページ目です。業務の総合評価をご覧ください。まず、総合評価の結果でございますが、中期計画の達成に向け、年度計画に即して順調に業務が実施されていると認められたことから、評価結果はA評価といたしました。

評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきましては、中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らしまして、S評価1項目、A評価105項目、B評価1項目となり、大項目についてはすべてがA評価となりました。

特に調査研究のうち、生産性に関する形質に影響する遺伝子の究明におきましては、牛の過剰排卵反応性に係る遺伝子を特定し、遺伝子の変異箇所を探索するとともに、その変異が遺伝子機能に影響することを確認しております。牛において初期胚の生存性に影響する遺伝子変異の報告はこれまでにはあるものの、過剰排卵反応性に影響する遺伝子はこれまで見つかっておらず、世界初であります。さらに特許出願申請を行うなど、候補遺伝子の探索、つまり、DNAマーカーと呼ばれる遺伝子そのものではなく、目印になる染色体領域を探し出すという当初の計画内容を大きく上回り、GRIA1という遺伝子の特定に至る

までというすぐれた成果が得られ、今後の家畜改良の推進に大きく寄与することが期待され、S評価に値すると判断いたしました。

一方、財務分析につきましては、収入増加や経費削減に資するための要因等分析を行っているものの、生産コストの試算については現在行っている種苗、鶏以外に牛、豚の生産コストもぜひ検討を進めるよう求めてきましたが、いまだ結果が出ていません。このためB評価といたしました。今後、牛、豚についても生産コストの試算を行い、生産コストの把握分析をするべきと考えております。

以上の特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取り組みによる業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取り組み、自己収入増加への取り組みや資金の重点的な活用などの財務関連の取り組み、さらに独立行政法人整理合理化計画を踏まえた取り組み等を総合的に評価した結果、家畜改良センターPTでの総合評価はA評価が適当であるといいたしました。

次に、業務運営に対する主な意見等について大項目ごとにまとめましたので、かいつまんでご紹介申し上げます。

第1の業務運営の効率化に関する事項です。

ヤギについては年度計画どおり、民間を中心とした種畜の生産・供給体制への移行等を行うなど、業務の重点化に積極的に取り組んでおります。

官民競争入札、いわゆる市場化テストの活用につきましては整理合理化計画で指摘された事項ですが、ことし2月に中央畜産研修施設の管理運営業務の民間競争入札を実施し、4月から民間委託をしており、計画どおり順調に実施していると評価いたしました。

第2の国民に対するサービスに関する事項です。

家畜の改良業務については、すべての畜種において計画どおり順調に実施されていると評価いたしました。

飼料作物に関する業務については、輸入穀物飼料への依存度を小さくするため、飼料増産のもととなる優良品種の種苗の確実な供給を継続して行っていただきたいと考えております。

また、調査研究の実績については、法人業務に対する国民の理解を深める観点から、一般の方が読んでわかるような平易な表現による説明に努めていただきたいと思います。

第3の予算、収支計画については、引き続き自己収入の増額、効率的な運営による経費の節減に取り組む姿勢がうかがえました。

第5のその他主務省令で定める業務運営に関する事項ですが、保有する財産については引き続き有効活用の推進を図っていただきたいと考えております。

役職員の給与についても、国家公務員の給与水準を踏まえた見直しを行っており、適切に公表を行うなど計画どおり実施していると評価いたしました。

以上で、家畜改良センターPTの報告を終わらせていただきます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明をいただきました3つの法人の平成20年度業務実績に関する評価について、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。ご意見、ご質問がございましたら、どなたからでも結構でございます。どうぞよろしく申し上げます。どうぞ。

長村専門委員、どうぞ。

○長村専門委員 ちょっと専門的な中身になって申しわけないんですが、今、報告いただいた家畜改良センターの中でS評価された過剰排卵反応性なんですけれども、おもしろいなどと思って聞いていたんですが、この過剰排卵というのはプラス要因なのか、マイナス要因なのかというのをちょっと私は素人でわからないので、それを教えていただきたいのと、実質的にはこれをどう制御したら生産に役に立つのかという方法論、遺伝子を見つけられたということだと思んですが、その辺のところがありましたら教えてください。

○松本分科会長 では、理事長のほうから、どうぞ。

○家畜改良センター理事長 それでは、今のご質問に対してお答えをさせていただきます。

遺伝子そのものを当初、マーカーを見つけるということで始まったんですけれども、実際には過剰排卵に影響する遺伝子そのものが見つかってきたと。それで、我々は体外授精というのを主にやっています、そのときに卵をたくさん採取するというのは非常に大事なことなので、それが遺伝子によって変わるということは大きなこれから我々の技術の発展の一つになるだろう。それで、卵はできるだけたくさんとりたい。それで、薬剤処理等ともやるんですけれども、そういう意味では、我々のこれからの家畜改良の技術向上ということでは、大きな一歩かなというふうに思っています。

○松本分科会長 ただ今の回答で、長村専門委員、よろしゅうございますか。

○長村専門委員 余り専門的なので結構なんですけど、薬剤処理ということでは具体的にたくさん排卵したやつを出してということができるといことですね。どうもありがとうございました。

○松本分科会長 そのほか、どうぞよろしく申し上げます。ございませんか。

それでは、ただいまのご質問はご理解いただいたようでございますので、平成 20 年度業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり決定することとしてよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次は平成 20 年度財務諸表についてでございます。

最初に事務局から説明をお願いいたします。

○生産局総務課課長補佐 事務局を担当しております生産局総務課生産推進室の清水です。どうぞよろしく申し上げます。

財務諸表の検討につきましては、昨年と同様に財務諸表にお詳しい青柳委員、布施専門委員にご足労いただきまして、財務諸表検討会を 7 月 13 日と 16 日の両日行いました。これには各法人の財務担当者、省内の法人担当課も交えましてご検討いただいたところでございます。

資料は 3-1 から 3-7 までつけてございますけれども、各法人から提出されました 20 年度の財務諸表関係資料でございます。それぞれの資料の初めには財務諸表の承認に関しまして、農林水産大臣からの諮問文の写しが添付されておりますのでご確認ください。

事務局からは以上でございます。

○松本分科会長 それでは、各法人の財務諸表に関する意見について、青柳委員からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○青柳委員 私と布施専門委員は、農林水産省の会議室で開催された財務諸表検討会に出席しました。比較財務諸表その他の資料により各法人の担当者から説明を受け、私たちから国民にわかりやすい情報開示と説明責任という観点から質問させていただき、その結果を平成 20 年度財務諸表に係る意見と法人別意見としてまとめました。

平成 20 年度財務諸表に係る意見の本文について確認のため、読ませさせていただきます。

平成 20 年度財務諸表に係る意見。資料 3-1 でございます。

独立行政法人通則法第 38 条第 3 項の規定に基づき、農業分科会として意見を述べるに当たって、青柳、それから布施専門委員の 2 名より以下の意見を述べるということで、独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては、国民にわかりやすい開示となっているかが最も重要である。独立行政法人会計基準では財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかりやすい情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が

必要であると考える。

以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任（アカウンタビリティ）を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることとするとさせていただきます。裏面ですが、結論としまして、農林水産大臣が各法人の財務諸表を承認することに異議はない。なお、別紙〈法人別意見〉に記載した事項については、今後の財務諸表作成に当たって留意されたいという形でまとめさせていただきました。

それでは、法人別意見がございますので、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、項目の1の財務諸表、附属明細書の①でございますが、運営費交付金の収益化方法ということで、各業務の業務評価の結果と結びつくような財務情報の提供を行えるよう、費用進行基準で行っている収益認識について、可能なものについては業務達成基準の導入を検討されたいと共通の意見がございました。これは私どもの前の評価委員の方たちからのテーマでございまして、継続的に法人の状況をお聞きしているという内容になっています。今回の3法人につきましては、指標等を設定するというのが課題が多いということで、検討課題ということで3法人ともご回答いただいているという状況です。

次に、②の会計方針・注記記載方法その他ということで、こちらは農林水産消費安全技術センターについては、一部記載が不十分だったかなという点が見られたということです。家畜改良センターにつきましては、棚卸資産の評価基準等の記載を検討していただきたいということで記載をさせていただきました。

2のその他、事業報告書記載についてということでまとめさせていただきましたけれども、それぞれ記載方法等の工夫、農林水産消費安全技術センター、それから家畜改良センターについては工夫等が必要ということで記載をさせていただきました。

②の減損会計への対応でございますけれども、こちらについては状況をお聞きして、減損会計の必要があるかどうかというのを検討していただいているところを整理させていただいております。

ということで、法人別整理をさせていただきました。

それから、総括としまして前年度の注記事項でございますが、前年度の財務諸表検討会の意見については、各法人ともおおむね対応していただきました。2の①に関連しまして、事業報告書についてはわかりにくい表記及び記載内容等が不十分と思われる項目が見受けられましたので、今後、さらにわかりやすい表記及び記載内容の充実について検討されたいという形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からのご説明とただいまの青柳委員からのご注文を踏まえて、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構です。よろしくお願いします。特に青柳委員からただいまご説明のあったご注文、わかりやすい表記、記載内容の充実にさらに配慮をお願いしたいというその項目、どうぞよろしくお願いしたいと思います。ご質問はございませんか。

それでは、特段、意見がございませんので、各法人の財務諸表につきましては主務大臣の承認に当たり、異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は、役員給与規程等の一部改正についてでございます。

事務局からご説明をお願いします。

○生産局総務課課長補佐 役員給与規程等の一部改正につきましては、本日、審議していただきます6法人につきまして、同様の内容となっておりますので、事務局のほうから一括して説明させていただきます。

通則法 52 条、また、これを準用する第 62 条におきまして、独法が役員報酬等の支給基準を定め、あるいは変更したときは、大臣に届け出ることになっております。また、大臣はこの届け出があったときには評価委員会に通知し、評価委員会はこの通知をつけたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、大臣に意見を申し出ることができるということになっておりまして、このことから、今回、審議していただく議題としました。各法人の資料の初めのほうに、役員に対する報酬の支給基準について、評価委員会あての農林水産大臣からの通知の写しが添付されておりますのでご確認ください。

今回の一部改正につきましては大きく 2 つでございます。役員給与規程の一部改正ともう一つが役員退職手当支給規程の一部改正の 2 点です。資料は 4-1 から 4-6 までつけさせていただいておりますけれども、個々の法人につきましてはご説明はちょっと省略させていただきます。改正の概要について説明させていただきたいと思います。

まず、役員給与規程の一部改正ですが、国家公務員におきまして平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置が出されまして、期末手当及び勤勉手当の支給

割合が改正というか、引き下げられることになったことから、国に準じた取り扱いとするために平成21年6月期の期末特別手当の支給割合を国に準じまして、100分の160から100分の145に引き下げるといった内容でございます。これは各法人すべてこれに準じて改正しております。

次は役員退職手当支給規程ですが、これはちょっと資料をご覧になっていただきたいんですが、資料4-1の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの役員給与規程等の一部改正についてというところの24ページを開いていただけますでしょうか。

ここに今回の役員退職手当支給規程の改正の趣旨なり、改正の内容を書いております。退職後に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者につきまして、退職手当の全部または一部を返納させるという内容の国家公務員の退職手当法の改正が平成20年12月にごさしまして、これを踏まえ、役員退職手当支給規程の一部を改正したものです。

ここに主な改正内容として3つほど書かれております。1つ目は退職手当支給後に在任期間中に解任されるべき行為があったと認められた場合、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができるようにしたと。2番目としまして、在任期間中に解任されるべき行為があったと認められた場合で、退職をした者が既に死亡しているときには、支給前であれば遺族等に対して退職手当の支給を制限し、また、支給後であれば遺族等に、返納を命ずることができるという規定をつくっております。それともう一つは退職手当の支給制限に際しましては、非違の性質などを考慮して退職手当の一部を支給することが可能な制度を新たに創設しております。返納についても一部を返納させることが可能な制度を設けております。

主な改正内容は、国家公務員の退職手当法に準じておりまして、各6法人とも同様の内容になっておりまして、それぞれの規程を一部改正しております。

以上が役員給与規程等の一部改正についての概要でございます。

以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明について質疑応答の時間に入ります。どうぞよろしくお願います。ご意見はございませんか。

それでは、特段、ご意見がございませんので、各法人の役員給与規程等の一部改正につきましては、主務大臣に対して意見の申し出はないということによろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、中期期間終了時における種苗管理センターの組織・業務全般の見直しについてでございます。

生産局知的財産課長からご説明をお願いいたします。

○生産局知的財産課長 生産局知的財産課長の川合でございます。私のほうから資料5に基づきまして、種苗管理センターの組織・業務全般の見直しについてということでご説明をさせていただきますと思います。

説明の中で登場してまいりますけれども、この法人につきましては平成19年の独立行政法人の整理合理化計画の中で、平成23年4月に農業生物資源研究所、農業環境技術研究所と統合するという方針が決められておりまして、現在、これに向けて準備を進めておるところでございます。他方で、今年のいわゆる骨太方針の中で、統合法人につきましては中期計画、具体的には平成18年度から22年度までということになっておりまして、来年が中期計画の見直し時期に基本的にはなるわけですが、統合法人については前倒しで中期計画の見直しをすべしと、こういうことが閣議決定をされたということでございます。こういったことを踏まえまして、この法人につきましては他の法人に先んじて1年前倒しで見直しの検討をお願いをすると、こういう趣旨でございます。

それでは、資料5、1ページ目をお開きいただきまして、黄色いカラーコピーの左側をご覧くださいますと、種苗管理センターの事務事業内容が大きく分けて5つございます。1つ目が農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、2つ目が農作物の種苗の検査、3つ目としてばれいしょ、さとうきびの原原種の生産・配布、4つ目として上記1番、2番、3番に関係いたします調査研究、それから5番目といたしまして植物遺伝資源の保存、増殖ということで、具体的には農業生物資源研究所で行っておりますジーンバンク事業のサブバンクという業務、大きく分けてこの5つの業務を実施しておるわけでございます。

また、組織でございますけれども、次の2ページ目に日本地図に落としてございまして、本所はつくばのほうにございますが、全国にこのほかに10の農場、それから1つの分場ということで全国の組織体制があるわけでございます。この中で役職員数は4月1日現在で302名と、こういう状況でございます。

この法人についての3ページ目以降が過去の合理化関係の指摘事項に対する対応でござ

います。各種指摘に対してこれまでも真摯に取り組んできているところがございますけれども、まず、平成19年12月の閣議決定への対応状況ということでございますが、左側が指摘事項、右側がそれに対する対応という整理になっております。

まず、農作物の種苗の検査につきまして、種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の業務を廃止すべしという指摘に対して、平成19年度末に廃止をしております。

それから、次の指摘でばれいしょの原原種生産の部分的な民間移行を検討ということで、これにつきましても20年度からばれいしょ原原種生産工程の一部を民間に移行しております。具体的にはカルビー株式会社はこの工程の一部を移行したということでございます。

また、3つ目の組織見直しは先ほど申し上げました先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用を結びつけるため、平成23年4月にこれらの研究所と種苗管理センターとを一体的に統合する、これを受けまして右側は3法人統合を円滑に進めるためということで、各理事長、理事で構成する準備委員会を設置し、その下に実務的検討を行う検討打ち合わせ会議を設置して、業務、財務、労務等の各課題について検討を進めていると。なお、農水省では平成22年の通常国会、来年の通常国会への法案の提出に向けて新法人の業務・組織に係る検討を行っている、こういう状況でございます。

それから、次の指摘で金谷農場、知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合という点につきましては、20年4月に知覧農場を廃止、それから21年4月に金谷農場を廃止、それぞれ西日本農場に再編・統合を完了しておるところでございます。

また、その次の八岳農場について、ばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還ということについては、平成20年4月に長野県に対して用地の返還を完了しておるところでございます。

また、自己収入の増大ということで、配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品について、これまではでん粉原料に使っていたわけでございますが、これを種いも用として販売し、自己収入を上げることについて検討すべしということで、これも具体的に右側でございますように20年11月から種いもとして販売できるよう種苗管理センターの内部規程を整備した上で、20年度は余剰となった原原種、規格外品の13%に当たる9万9,040kgを一般用種いもとして販売をしたということでございます。

また、業務運営体制の整備ということで、コンプライアンス委員会の設置という点につきましては、平成20年4月に委員会を設置したということでございます。

また、4ページ以降はそれ以前の平成17年11月の政策評価・独立行政法人評価委員会から出されました独立行政法人の主要な事業、業務の改廃に関する勧告の方向性と、これに対する対応状況でございます。

第1の1、ばれいしょの原原種生産、配布業務の集約化という指摘を受けまして、右側でございますけれども、18年度に八岳農場におけるばれいしょ原原種生産業務を廃止し、ばれいしょ農場を8カ所から7カ所に集約をしております。それから、2つ目の指摘で、ばれいしょ原原種生産の配布業務の効率化ということで、これも20年度から北海道中央農場、十勝農場、婦恋農場において急速増殖技術を導入した原原種の生産を実施しております。また、3つ目として茶樹の原種生産、配布業務の廃止ということで、これも18年度をもって業務を廃止したということでございます。

また、5ページ目の栽培試験の関係でございます。当時、9カ所で実施されていた品種登録に関する栽培試験業務について、北海道中央、婦恋、久留米分室の機能を他農場に移管し集約化すると、西日本農場の拠点化を進めるといった点でございます。右側の2つ目のマルにございますように、18年度において北海道中央、婦恋農場における業務の廃止、それから久留米分室の廃止により集約化を行ったと。このほかにも先ほど申し上げましたように知覧農場、金谷農場については廃止をしたところでございます。

また、規制改革・民間開放3カ年計画への対応ということで、18年度から、既存品種と明確な区分性の判定が容易であると認める植物につきましては、公募による栽培試験の外部委託を実施しておりますということでございます。また、右側の②にございますように、栽培試験以外につきましても18年度以降、まいたけ、すいれん等、新たな出願植物について審査基準を作成するための必要な調査につきましては、一般競争により民間に委託をしているところでございます。

また、第3の種苗検査業務の集約化でございます。指摘にございますように久留米分室の機能を西日本農場に移管し、3カ所に集約化ということを受けまして、18年度に久留米分室を廃止をいたしましたところでございます。

また、第4でございます。第4につきましては、中期目標について国の政策目標における任務の位置づけ、地方公共団体、民間との役割分担など、こういった任務、役割を明確にするとともに目標については客観的な評価にするよう可能な限り定量的に示すということで、右側の事例のところにありますように、目標につきましては可能な限り定量的に記載をしておりますところでございます。

また、第5の地方組織の運営の効率化でございます。指摘にありますように、全国、当時、12農場1分場1分室という体制で17年1月1日現在、常勤職員334名という状況でしたが、右側の一番最初のマルにありますように、久留米分室、知覧農場、金谷農場を廃止をし、現在、10農場1分場体制ということでスリム化がされておるところでございます。また、3つ目のマルにございますように、農場長、会計職員2人を削減し、2,500万円強の人件費の削減を図ったと。さらに職員数は21年4月1日現在、299人ということで35名の減少ということになっております。

また、技術専門職員が担当する業務の見直しということで、こういった技術専門職員が担当する業務について、専門的技術を要する業務にシフトさせる、あるいは単純作業についてはアウトソーシングを進めるという指摘に対しまして、右側にございますように可能なものから一般職員に移行をしてきているところがございます。また、アウトソーシングにつきましても再雇用短時間勤務職員を採用するというところで、オペレーター業務の委託ということを進めていると。この結果といたしまして17年の58人から21年は46人と12名の減少と、さらに46名のうち6名は一般職員に移行すべく研修中ということで、来年4人、それから再来年2人が一般職員に移行する予定ということになっております。

それから、7ページ目をご覧くださいまして、合理化効果ということで端的に言えば要員の合理化、さらには総費用の削減ということが指摘になっておるわけでございます。要員につきましても合理化を図りますとともに、右側の2つ目のマルにありますように一般管理費、業務経費、人件費ともに17年度対比で削減を図ってきているところがございます。また、非公務員化につきましても18年4月1日から移行してきているところがございます。

こういった一連の見直しをやる中にありまして、さらに1年、中期目標の前倒しということで見直しを検討しているところがございます。具体的には8ページ目にございますように、まず、上の欄を見ていただきますと、事務・事業の見直しに係る具体的措置ということで、まず、1つ目は農林水産物品種登録に係る栽培試験に関しまして、具体的には高度化ということで右側にございますようにゲノム研究の成果を活用し、種苗管理センターが行う品種類似性試験の高度化を図るということで、具体的には説明の中で触れましたように23年4月以降、生物資源研究所という具体的にはゲノム研究の先端的、稲ゲノムなんかを研究しておる法人と統合するというところでもございますので、こういった法人が持っておりますゲノム研究の成果を最大限、種苗管理センター業務にも活用し、DNA鑑定方

式ですとか、こういった品種類似性試験の高度化を図っていくということが一つでございます。

また、後段の東アジア植物品種保護フォーラムの取り組みの中で、我が国の品種保護Gメンを研修講師として各国に派遣すること等により、外国における権利侵害抑止に資するということでございます。この東アジア植物品種保護フォーラムといいますのは、世界の中でも品種登録業務につきましては、EUと日本とアメリカ、この3つが先進的3カ国になっておるわけでございます。そういった意味で、アジアという地域に着目をした場合に、アジア地域全体からしますと日本ほどの品種保護制度の運用レベルというものにはまだ至っていないという面がありますので、アジア全体の制度のレベルアップを図るという取り組みを日本がイニシアチブをとりまして、昨年7月から東アジア植物品種保護フォーラムという形で進めてきているわけでございます。

こうした中で、参加各国の中から日本独自で取り組んでおります種苗管理センターの品種保護Gメンの取り組み、具体的には育成者権の侵害を受ける懸念があるという者から、いろんな相談に乗ったり、証拠の保全をしたりと、こういった業務でございますけれども、これを研修講師として各国に派遣をするということで、外国における権利侵害の抑止を図っていくということで、業務の高度化を図ってまいりたいというのが1点でございます。

また、2点目はその下の農作物の種苗の検査に関するものでございます。これは集約化ということで品質検査のうち、屋外ではなくて実験室の中でできる検査、具体的には発芽検査、純潔種子検査、病害検査、こういった検査につきましては次期中期目標期間中に実施箇所を現在の3カ所、具体的には本所、北海道中央、西日本と、この3カ所でやっております業務をつくばの本所1カ所に集約化をするということ、新たな見直しの内容として検討いたしたいということでございます。

また、この資料の8ページの真ん中の欄、2の組織の見直しに係る具体的措置につきましては、法人形態の具体的見直し、これは先ほど来ご説明をしております平成23年4月を目途に3法人統合をという方向で今、検討を進めているということでございます。また、その下の段の組織体制の整備でございます。これも法人形態の見直しに伴いまして、効率的な組織体制について検討を進めているということで、法人形態の見直しとあわせて内部組織もより効率的なものにするべく、来年の通常国会をにらんで現在、検討を進めているという状況でございます。

以下、9ページ以降につきましては、ただいまご説明をいたしました内容をより詳細に

9ページから31ページまでの間、記載してございますけれども、時間の関係もございまして説明は省略をさせていただきます。

私のほうからは以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまご説明がありましたように、種苗管理センターは平成23年予定でございまして、独立行政法人農業生物資源研究所及び独立行政法人農業環境技術研究所と統合するというので、その前倒しに伴う見直しのご説明があったわけでございます。

それでは、ただいまからその質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

全国各地に分散していた農場試験地、こうしたことが例えばつくば1カ所に統合して集められるということは、当然、現場サイドで起こってくるいろいろな要するに問題、こういった問題をきめ細かに拾い上げていくことが、一つは私は国民サービスに当たるものではないかと思いますが、こういう統合を繰り返して国民へのサービス、特に現場からの苦情、そうしたものは現在お聞きしているのでしょうか。この点をちょっとご質問したいと思うんですが。

○生産局知的財産課長 ただいまご説明しましたように、あとの2法人との統合は23年4月を目途ということで、現在のところ、まだ統合前ということでございまして、種苗管理センター自身もただいまご説明をいたしましたように、平成17年当時は、本所1、農場12、分室1、分場1という体制から、本所1、農場10、分室なし、分場1と、こういう体制にスリム化を図ってきておるわけでございます。そういった中で、もちろん、サービスの水準を落としたとなりますれば国民サービスの低下ということにつながり、苦情という形につながる懸念もあるわけでございますけれども、現在のところ、種苗管理センターのほうでサービス水準を落とさないように業務を進めるということを腐心していただいておりますのではないかとはい思いますが、明示的にサービス水準が低下したという声は現在のところは聞かれてはおりません。

○松本分科会長 わかりました。

戸澤専門委員、どうぞ。

○戸澤専門委員 素人なものですから、ちょっとピントがずれているかもしれませんが、そこら辺をちょっとご理解いただきたいと思うのですが、今の8ページの表を拝見して、ゲノム情報は今年の農業白書か何かで重点的に取り組むと、CO₂の削減とか、そういう

問題を知的財産という中で大きく含んでいる組織じゃないかなというふうに私は思うのですが、それでルールに乗ったものを戻せという話はございませんが、人員の削減、経費の節減を進めていくに当たって、業務がこういう高度化しているというんですね、ゲノムなんて専門化している、こういうことがちょっと相反するような気がします。というのは、優秀な職員がいなければゲノムって幾ら言ったってちょっと問題じゃないかなと。だから、できればそういうことも統合の中でぜひお考えいただかないと、優秀な職員が集まらないで看板倒れにならないようにぜひ、これは要望といいますか、意見といいますか、そういうふうにお考えいただけたらなというふうに、特に8ページのこれを見るにつけ、ちょっと思いました。よろしくお願いします。

○松本分科会長 今のは大変重要なご指摘だと思いますが、お答え、何かご意見はありますか。

○生産局知的財産課長 大変ごもっともだと思いますが、確かに業務内容、非常に知的財産政策は関心も高まっておりますし、また、逆にこれへの対応については非常に高度な専門知識も必要になってきていると、育成者権の侵害事案一つをとっても、実際に侵害されているのか、されていないのか、DNA鑑定をしてみて、逆に言えば従来できなかったDNA鑑定というものが迅速にできることによって、また、すばやい対応が可能になったという側面もございます。また、そういったことをやる上では、専門的な知識を持った優秀な人材はもちろん必要ということかと思えます。来年の法案提出の検討に向けて、今、ご指摘のあった点も重要な課題ということで、また、独立行政法人の場合はスリム化とか集約化とか、そういったこともまた別途求められる中で、両方を何とか両立させるということについて、いろいろ知恵出しというものは我々もしっかりやっていかないといけないのかなというふうに思う次第でございます。

○松本分科会長 どうぞ、そのほか、お願いいたします。

長村専門委員、どうぞ。

○長村専門委員 ちょっと今の課長のサポートの説明になるかもわからないですけども、3統合することによって、こういうふうなゲノム分析とか研究分野で実際に集積されていく技術というのが実用化される場所としての種苗管理センターの将来の業務というのは、より効率化されるというふうに思っています。スピード化とかいうのはどんどん進んでいきますから、この面についてはすごくプラスになると、次の統合というのはプラスになるし、それに向けての準備段階で動いておられるというふうに思っています。

ただ、種苗管理センターのもともとの業務としまして、実際の植物をそれらしくつくるという業務がちょっと研究業務と全然違うところが付随してまいりますので、その能力をいかに落とさずに統合に持っていけるかというのが、具体的なところのポイントかなというふうには思っていますので、ここ一、二年のところ、よく見せていただいてというふうに思っています。

○松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほか、お願いいたします。

先ほどご指摘がありましたように非常に高度化された技術、一部にはこれを民間委託という格好で業務を委託されているようでございますが、こういう非常に特化された業務委託が果たして民間委託でレベルを落とさずに遂行できるかどうかというのは大変な、私は素人でございますが、不安に思うわけですが、その点はいかがですか。

○生産局知的財産課長 今のご質問でございますけれども、資料5の5ページのところで少し触れさせていただいております。資料5の5ページ目の右側の上から3つ目のマルのところでございます。規制改革・民間開放推進3カ年計画の中で業務を民間に開放すべしと、こういうご指摘をいただいていることを受けまして、18年度から既存品種と明確な区分性の判定が容易である作物、要するにありていに言うと、あまり専門知識を要しないものに限って、こういった形で民間に委託をしております。

ただ、その後、私は説明を飛ばしましたけれども、実際に手を挙げていただいているのが20年度は千葉県農林総合研究センター、これは千葉県の農業試験場でございます。また、福岡県農業総合試験場、これも福岡県の県農試でございます。それから財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校。ですから、この財団法人が純粋に民間ではございますが、あと2つは県の農業試験場ということで、これもある程度、専門能力の相当高いところが手を挙げてこられているというのが実情でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

どうぞ、そのほかありませんか。

○鱈場専門委員 鱈場です。種苗管理センターPTの専門委員をやらせていただいております。

種苗管理センターがほかの独法と違うところは、それぞれの地域に農場を持っているということです。先ほど長村専門委員のほうからお話があったように、栽培試験では品種登録する上で品種特性を特定するという重要な試験を行なっておりますので、作物に適した

気象条件、土壌条件の中で試験しなければいけません。そういう面で統合になったからといって、スリム化のために単純に農場を減らすというよりも、地の利を活かした農場の機能をより活用していく方向が必要になるのだろうと思っています。

もう一つは、ばれいしょとさとうきびの原原種を生産・配布している事業では、土壌病害、ウイルスという重要な病害がありますので、それぞれ農場が隔離圃場的に管理されている実情があると思います。種苗の供給という面でも、統合という効率化とあわせて、農場の地の利を活用していくことを、先ほどの専門性・高度化に関する人の問題とあわせて、考えていていただきたいと思っています。

○松本分科会長 ありがとうございます。

今の鱈場専門委員からのご意見に何かコメントするとかありませんか、なければ結構ですが。

どうぞ、そのほか、お願いします。

それでは、幾つかのご質問をいただきましたけれども、ほぼ理解を賜ったものと思いますので、種苗管理センターの中期目標期間終了時における種苗管理センターの組織・業務全般の見直しについては、主務大臣に検討を行うに当たり、意見はなしということによろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次は、農林水産消費安全技術センターの業務方法書の変更についてでございます。

農林水産消費安全技術センター理事長からご説明をお願いいたします。

○農林水産消費安全技術センター理事長 農林水産消費安全技術センターの理事長を務めております吉羽でございます。

このたび、第171回の国会において成立いたしました消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成21年9月1日に施行されることとなりました。これに伴いまして、当センターの業務方法書の改正が必要となりましたので、お手元の資料8、農林水産消費安全技術センター業務方法書の改正の概要により、その改正内容等についてご説明を申し上げたいと思います。

当センターの業務方法書第71条第1項第1号におきまして、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法の第20条の2第1項及び第2項を引用して

おります。今回の消費者庁設置に伴う関係法律の整備法におきまして、資料8のページ3に別添としてJAS法の新旧対照表を掲載させていただいておりますが、このJAS法が改正されたことによりまして、当センターによる食品表示に関する立入検査等の規定が現行の第20条の2第2項から切り離されて、新たに別途第3項として項立てされることとなっております。このため、当センターの業務方法書第71条第1項第1号に、引用条項としてJAS法第20条の2第3項を追加することが必要となりました。資料の2ページ目の新旧対照表(案)のとおり、その部分を改正させていただきたいということが本日の改正理由でございます。

以上で大変簡単ではございますが、ご説明にかえさせていただきたいと思っております。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、ございませんか。

それでは、特段、ご意見がございませんので、農林水産消費安全技術センターの業務方法書の変更につきましては主務大臣の認可に当たり、異存なしとの意見でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、本変更が法律の施行に伴う変更であることから、全ての手続きを9月1日付けで実施する必要がありますので、今後の取り扱いにつきましては、私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で第1部の議事を終了いたしました。第2部の議事に移ります前に、ここで一たん休憩に入りたいと思っております。約10分間の休憩を挟みますので、次は15時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後3時23分 休憩

午後3時34分 再開

○松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

第2部は、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の議題を審

議いたします。

1つ目の議題でございます。平成20年度業務実績に関する評価についてでございますが、最初に各法人のプロジェクトチームからそれぞれご説明をいただいてから、第1部と同様にまとめて質疑に入りたいと思います。まず、農畜産業振興機構プロジェクトチームの青柳委員からご説明をお願いいたします。

○青柳委員 それでは、農畜産業振興機構の平成20年度の評価結果につきまして、農畜産業振興機構プロジェクトチームを代表し、私、青柳からご報告申し上げます。プロジェクトチームのメンバーは、安倍委員、石田専門委員、福田専門委員と私の4名でございます。

それでは、平成20年度の評価結果についてご説明いたします。お手元に配付されております資料2-4、独立行政法人農畜産業振興機構の平成20年度に係る業務実績に関する評価結果（案）の1ページの業務実績の総合評価に沿って説明させていただきます。

全体的な評価結果についてですが、平成20年度の業務は中期計画の作成に向けて順調に行われており、A評価といたしました。

1の評価に至った理由としてまず（1）評価の手法ですが、プロジェクトチームは平成21年8月4日、機構本部において検討会を持ち、機構から提出されました自己評価シート、補足資料並びに財務諸表等に基づき業務実績の内容を聴取し、評価の作業を進めました。評価はあらかじめ定められた評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成21年3月30日付）、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえて実施された監事監査報告書の内容についても参考に評価を行いました。

（2）評価実施の過程ですが、中期計画の小項目を単位として、a、b、cの3段階評価を行いました。その結果、小項目165項目中155項目がa評価、2項目がb評価、指定食肉の買い入れ業務など業務の実施に至らず評価対象外となった項目が8項目でした。次に、中項目の評価については、小項目の評価結果の積み上げと各小項目の達成率及びその他の原因を分析して評価を行ったところ、22項目中17項目がA評価、評価の対象外となったものが5項目ありました。大項目の評価及び総合評価については、中項目の評価結果の積み上げと各中項目の達成率及びその他の要因を勘案して評価を行った結果、大項目については7項目中5項目がA評価、評価対象外が2項目ありました。総合評価としましては冒頭に申し上げたとおり、20年度業務は中期計画達成に向けて順調に行われていると判断してA評価といたしました。

2の業務運営に対する主な意見等については、当資料の1ページの中段以降に、2、業務運営に対する主な意見等として記載しております。時間の関係もございますので簡単に報告させていただきます。

1の業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置、①事業費の削減、効率化については19年度比で87%と中期目標に照らし、十分に削減されていますが、配合飼料や燃油の価格高騰等を背景として農林水産省から緊急的な要請に応じ、配合飼料価格安定基金運営円滑化事業、省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業等を緊急に実施しており、評価指標に基づき、これらの事業費を除いた上で評価を行ったものです。

②業務運営の効率化のうち、経費の抑制については平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づく随意契約の積極的な見直し、地方事務所の削減等を行った結果、退職手当を除きますが、一般管理費については19年度比35.9%減と十分に抑制されています。なお、こうした大幅な削減は、これらの効率化の取り組みに加え、平成20年度から行うこととしていたOA環境の整備等を平成21年度以降に実施することとしたことも一因となっているのです。

人件費については削減に向けた取り組みの結果、平成17年度比で9%削減し、中期目標に照らして十分に削減されています。一方、機構の平成20年度における地域・学歴を勘案した給与水準は、110.9と国家公務員を上回っておりますが、これは旧法人において業務のIT化等により一般職員を中心に人員の削減を進めてきたこと等に伴い、管理職割合が高くなったこと等によるものと考えられ、引き続き計画的な見直しに取り組むことが望ましいと考えております。

このような背景のもと、機構では平成17年12月から本俸水準の引き下げ等を行う給与構造の見直しを着実に推進しているほか、平成20年度からは新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入したことにより、管理職割合は平成16年度の46.2%から平成21年度期初には35%に順調に引き下げられるとともに、給与水準についても平成18年度の114.1から平成20年度には110.9へと着実に低下してきました。今後もこれらの取り組みを継続し、中期計画に掲げた目標を確実に達成することが期待されます。

契約については随意契約見直し計画に基づき、契約の状況を定期的にホームページに公表しているほか、随意契約等審査委員会に諮った上で、事務室の賃貸借契約や都道府県への委託費等を除き、随意契約から一般競争入札等の競争性のある契約へ移行しております。

また、競争入札の際に公告期間の延長等の取り組みを実施することにより、一者応札の占める割合についても平成19年度の30%から20%に低下しております。さらに、総務省からの事務連絡、独立行政法人における契約の適正化を踏まえて、契約に関する規程の見直しを行ったほか、内部監査、監事監査等において事後のチェックが適正に行われています。これらの取り組みを引き続き継続し、適正な契約事務が継続されることが期待されます。

③業務執行の改善については、理事長みずからが四半期ごとに業務の進捗状況の点検・評価を行った上で、第三者機関による点検・評価を行っております。また、内部監査マニュアルに基づく内部監査に加え、平成20年4月には計画どおりコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス推進計画に基づく取り組みを実施することにより、内部統制機能の強化が図られています。

④機能的で効率的な組織体制の整備については、情報収集提供業務を品目横断的かつ国内外一体的に実施するため、情報部門の組織をこれまでの2部3課体制から1部2課体制に再編し、業務の効率化が図られています。また、地方事務所については、砂糖、でん粉の価格調整制度に係る交付金の交付、現地確認調査、地方自治体・生産者等への説明や問い合わせへの対応など、制度の適切な運営に重要な役割を果たしているものと考えられます。

⑤補助事業の効率化等については、畜産業振興事業の事業実施主体の選定に当たり、透明性の確保のため公募方式を導入しております。また、新規等の事業を含め、費用対効果分析等の評価方法を用い採択するなど、補助事業の効率的な執行が図られています。

2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の①ですが、畜産業振興事業については数次にわたる政府緊急対策を含め、迅速かつ適正に事業を実施しています。学校給食用牛乳供給事業については、巡回指導の実施、事業計画等の事前検証を行ったほか、外部委員から成る学乳事業推進ワーキングチーム等において審査・検討した上で、優良事例の選定、メニューごとの事業成果の評価を行うための指標の設定、学校給食を経験した者のその後の牛乳飲用習慣等の研究等を実施し、事業の重点化と効率化に積極的に取り組んでいます。

②国際約束に基づく指定乳製品等の輸入については、乳製品の需給状況を踏まえ、4月までにバター8,625トンの輸入契約の締結を行っております。また、農林水産大臣の承認を受けてバター5,000トンの追加輸入を行ったほか、農林水産省や乳業団体等と協力し、ホームページ等を通じて牛乳乳製品の需給について情報提供を行うなど、指定乳製品等の輸入

業務を的確に実施しています。

③の野菜関係業務については、生産者補給交付金等の迅速な交付に努めたほか、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、全国規模の生産者と実需者との交流会等の開催等に積極的に取り組んでいます。さらに生産者が安心して野菜生産を持続できるよう、加工・業務用需要者や消費者のニーズへの対応を図るなどをねらいとして、野菜価格安定制度のさらなる充実を図る方向での農林水産省への情報提供等の取り組みを行っています。

また、指定野菜価格安定対策事業のうち、農林水産省が行っていた指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務について、平成20年度から機構において実施するとともに、重要野菜等緊急需給調整事業に係る交付金の交付について、平成21年度から機構において一元的に実施できるよう体制の整備が順調に進んでいます。今後はこれらの新たな業務が他の野菜関係業務と連動し、効率的かつ適正に運営されることが期待されます。

④の砂糖・でん粉関係業務については、生産者等への交付金を定められた期間内に迅速に交付するとともに、でん粉関係の緊急対策についても農林水産省からの要請に基づき、迅速かつ的確に事業を実施しています。

⑤の情報収集提供業務については、現地調査や情報収集をもとに農政の課題に対応した情報提供を行っており、その内容に対して外部機関等からの反響が多数あったほか、外部情報誌等にも多数引用されています。また、外部の者を対象とした調査報告会等を開催するなど、国内外の重要情報の提供に積極的に取り組んでいます。

⑥の消費者への情報提供については広報推進委員会を設置し、アンケート調査結果に基づくホームページの全面改訂などわかりやすい情報提供に留意しつつ、さまざまな取り組みを実施しています。

次に、3の予算、収支計画及び資金計画に関し、②の余裕金の効率的な運用状況については、資金管理運用基準に基づき安全性に十分に留意しつつ、効率的な運用を行っています。

③の旧法人が実施した債務保証業務に係る破産更生債権等については機構発足時に承継し、同額の貸倒引当金を計上していますが、再生債権の弁済計画に基づき求償権の回収等に努めています。

④の関連法人等に対する出資は旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は新たな出資は行われていません。関連法人等への出資金は、その目的、必要性等が検討さ

れた結果、財務諸表及び附属明細書においても引き続き適切に管理されています。

次に、4の短期借入金の限度額の②でございますけれども、砂糖勘定及びでん粉勘定においては繰越欠損金が発生していますが、各事業制度に従い、適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であり、機構は短期借入金の金利について入札により金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金の縮減に向けて努力をしています。

このほか、6の重要な財産に関連して機構が保有する施設は職員の宿舎だけではありませんが、その利用状況についても整理されており、有効に利用されています。

以上、農畜産業振興機構の平成20年度評価結果の概要をご報告申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして農業者年金基金プロジェクトチームの森田委員からご説明をお願いいたします。

○森田委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。当プロジェクトチームにおける農業者年金基金の平成20年度業務実績評価の検討結果につきましてご報告させていただきます。

当プロジェクトチームは、先月7月28日に布施専門委員と私の2名が出席して検討を実施しました。なお、当日、ご欠席となった森田慎二郎専門委員につきましては、資料を事前送付してご意見を伺ったところ、意見の提出はなかったことをご報告いたします。

それでは、平成20年度業務実績評価についてご説明いたします。資料2-5をご覧くださいと思います。

まず、1ページ目ですが、当プロジェクトチームでは法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書などの資料をもとに、評価項目について評価基準に基づき評価した結果、業務運営の効率化による経費の抑制の項目においてB評価となったものの、その他の項目についてはすべてA評価となりました。これらを踏まえまして、全体としては順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価といたしました。

それでは、主な項目及びプロジェクトチームで議論となった項目について簡単にご説明させていただきます。

まず、1点目としましては、1ページの1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置でございます。

①の一般管理費、事業費については、平成20年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されています。人件費につきましては、総人件費改革の目標を上回る削減が実施されて

います。詳細は4ページから5ページのほうにつけております。

それから、②の給与水準につきましては、対国家公務員地域別指数、いわゆる地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数について、平成18年度の110.0より5.9ポイント低下して104.1まで改善されました。また、給与水準の公表において国と比べて給与が高い理由、給与水準の適切性の検証、それから講じる措置について国民の理解が得られる説明が行われ、適切に対処しているところです。地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数については、平成24年度までに100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて引き続き取り組んでいただくようお願いしたいと思います。詳細は5ページから6ページについております。

それから、③の随意契約につきましては、平成20年度に達成する予定の随意契約見直し計画が未達成であったため、小項目ではcと評価されております。また、随意契約から一般競争入札等に移行した契約でも、従前と同一業者で一者応札になっている契約が見受けられました。農業者年金基金は独自の取り組みとして入札公告期間を10日から30日に変更するなど、競争性、透明性を確保するための取り組みを行っており、このことは評価できると認められますが、一者応募・一者応札については、農業者年金基金に設けられた支出点検プロジェクトチーム等を通じて、その改善に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、平成20年度に達成できなかった随意契約見直し計画については、平成21年度に達成済みであります。詳細につきましては6ページ中段から7ページになります。

その他として、④電子情報提供システム、⑤として常勤職員の削減、それから⑥として九州連絡事務所、⑦としてコンプライアンス委員会、それから⑧として業務委託費の見直し、⑨として研修の実施、⑩として評価・点検の実施については、それぞれ適正に実施されていると認められます。詳細につきましては後継の8ページから19ページに掲載されております。

それから、次に2番目の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてでございます。

①の農業者年金被保険者資格記録の管理、迅速な事務処理については、適切に実施されています。被保険者資格記録の管理は適切な年金給付を行うため必要不可欠なものであることから、適切な事業実施に一層努めていただくようお願いいたします。詳細につきましては後ろの20ページから22ページになります。

それから、②の年金資産の運用については、安全性、効率性を重視するとともに、被保

険者などに対する適時、的確な運用結果の情報提供などに努めていただくようお願いいたします。また、年金資産の運用については結果責任を問うものではないものの、今回、マイナス運用という結果は重く受けとめていただき、必要があれば資産構成割合を見直すなど、適切な年金資産の運用をお願いいたします。詳細につきましては23ページから24ページをご参照いただきたいと思います。

それから、③の新規加入者につきましては、平成20年度の新規加入者数が目標の9割に達しないため、評価指標に基づきb評価としたところです。平成20年度は世界経済の失速、それから農業資材の高騰など特殊事情、外的要因が働いたとはいえ、2年連続b評価となります。今後は認定農業者や家族経営協定締結者などに加入を重点的に実施するなど、メリハリのきいた効率的、効果的な制度普及活動を推進して、平成21年度の目標は確実に達成されるようお願いいたします。詳細は25ページから26ページ前半にかけて掲載しております。

それから、3点目として、3、財務内容の改善に関する事項については、すべて担保物件について分類の見直しが実施されており、適切に実施されていると認められます。これは27ページのほうに掲載しております。

それから、4点目として長期借入金については金利競争入札を実施し、有利な条件での借り入れが行われております。これは29ページのほうに掲載されております。

それから、5点目としては、予算、収支計画及び資金計画でございます。予算の執行については区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画が達成されています。今後とも事業実施等の把握に努め、実施状況・効果の検証を行い、効率的、効果的に委託業務を実施するようお願いいたします。

それから、7、重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときはその計画についての点でございますが、千葉県柏市に所有する職員宿舎については平成21年度末までの売却に向けた手順が順調に実施されているところです。

それから、8、その他の主務省令で定める業務運営に関する事項でございます。2名の職員数削減を行い、継続雇用制度を活用し、非常勤職員を2名雇用するなど計画どおり順調に実施されています。積立金も旧年金給付及び旧年金給付の借入金に係る経費の一部に充当されており、適切であることが認められます。

それから、厚生労働省からの評価に関することなんですが、最後になりますが、40ページの方をご覧いただきたいと思います。こちらの方、農業者年金基金の業務実績の評価に

当たりましては、旧制度にかかわる業務の部分につきまして、厚生労働省の評価委員会の意見を聞くこととされております。先月7月29日付で意見を伺ってございましたところ、41ページですけれども、8月14日付で意見をいただいているところでございます。これを読み上げさせていただきます。

平成20年度における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況であると判断される。

なお、業務運営能力の向上等については、計画と実績を把握した上で評価するように改善されているところであるが、研修後のアンケートによる主観的な理解度の把握にとどまらず、理解度を客観的に把握した上で評価を行えるよう、貴評価委員会においては配慮されたい。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、農林漁業信用基金プロジェクトチームの岡専門委員からご説明をお願いいたします。

○岡専門委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームを担当しております岡です。私から農林漁業信用基金の平成20年度の業績評価についてご説明申し上げます。

信用基金PTは8月5日に、淵野委員、馬場専門委員、それに私が出席いたしまして開催いたしました。信用基金からは提出された自己評価シート及び補足資料をもとに詳細な説明を受けるとともに、ヒアリングを行いながら業績評価の検討を行いました。

それでは、お手元の資料の2-6の1ページをお開きください。

最初に総合評価の結果でございますが、1ページの1行目のところですが、総合評価といたしましては業務は適切に行われていると判断いたしましてA評価といたしました。一部B評価とした項目もございますが、総じて良好であるというふうに評価したところです。なお書きにもありますようにS評価またはD評価に該当する項目はございません。

次に、2の留意事項等についてですが、時間の制約もありますので主な事項を中心に説明させていただきます。

まず、1の業務運営の効率化における(1)の事業の効率化についてです。

事業費が対前年度予算比で23%増加しています。この主な要因は漁業信用保険業務における19年から20年にかけて燃費、つまり燃油ですね、燃料オイルです、あるいは資材の高騰による漁業者の倒産が大変増えました。また、林業信用保証業務における19年度半ば

の改正建築基準法施行以降の住宅建築の着工数の大きな減少と、20年の秋口以降の世界的規模の景気後退等の影響を受けまして、保険金の支払いや代位弁済費が大幅に増加したことです。

このように事業費が大幅に増加していますが、事業費の削減度合いの評価に当たっては、経済情勢の変化等外的要因により影響を受けることについて十分配慮することとされておりますことから、事業費の削減度合いはB評価としました。一方、引受審査の厳格化あるいは部分保証の実施など事業費の削減に向けた取り組みは行われておりますが、引き続き事業費の削減に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、(2)の業務運営体制の効率化についてですが、経理関係組織について従来の3課体制を2課体制に改組いたしました。また、人員数も削減するなどの取り組みが行われております。

それから、(3)の経費支出の抑制についてですが、2番目のパラグラフをご覧ください。福利厚生費については国民の信頼確保の観点から、20年度から職員旅行行事への補助の廃止を行っており、21年度についても国民の信頼確保を損ねるような福利厚生費は見受けられませんでした。

それから、次に(4)の人件費の抑制についてですが、人件費を抑制するため、特別都市手当の抑制などの処置を行っております。この結果、20年度の地域・学歴を勘案したラスパイレス指数は19年度比で1.5ポイント減少し、100.5となっています。改善努力が行われていると認めるところです。しかし、まだ引き続き給与水準の適正化に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

それから、(6)の調達方式の適正化についてですが、19年度に策定した随意契約見直し計画に基づいてプロジェクトチームを設置して検討を行い、総合評価落札方式の導入に向けた総合評価落札方式実施要領を20年12月に策定しています。また、20年度中に入札手続を開始した漁業システムのプログラム保守について複数年度契約を実施するなど、随意契約の適正化に向けた取り組みが進められています。総合評価落札方式による一般競争入札に係るマニュアルの作成への取り組みにつきましては、実施要領の制定等マニュアルの作成に向けた取り組みは行われているのですが、マニュアルが未作成であるため、これはB評価としました。今後、マニュアル作成について着実に取り組んでいただきたいと考えています。

それから、2ページ目の1行目ですが、大項目の2つ目、国民に対して提供するサービ

スについてですが、農業信用保険業務において20年度から制度についての意見、要望などを把握するためのアンケート調査の範囲を広げまして農協以外の保証利用金融機関、具体的に言いますと銀行とかあるいは信用金庫に対してですが、実施しております。また、漁業信用保険業務においてアンケート結果を踏まえて取扱要領の変更等が行われていました。

次に、大項目の3つ目の財務内容の改善についてであります。 (1) にありますように農業信用保険業務において20年7月から保険料率の引き上げを実施するなど、保険料率の設定が適切に実施されていると認めました。

さらに、(2) にありますように引受審査の厳格化、漁業信用保険業務への部分保証の導入、さらに林業信用保証業務における部分保証の拡大などのモラルハザードの防止策が適切に実施されてきました。

それから、(3) の求償権の回収実績についてですが、法人全体の目標は達成しておりますが、林業信用保証業務では不動産評価価格が大幅に低下するなどの影響を受けて達成できなかったものですから、ここはB評価といたしました。林業信用保証業務では債権回収業者との連携などを強めまして、回収実績向上に取り組んでいるところではあります。より一層求償権の回収に努めていただきたいという意見です。

それから、4つ目の大項目であります。予算、収支計画及び資金計画における(2)の当期損益についてですが、当期損益は法人全体では12億5,000万円の当期総利益を計上しましたが、林業信用保証勘定においてその当期純損失17億5,000万円に充当するために前中期目標期間繰越積立金を取り崩したことから、利益剰余金は68億7,900万円となりました。勘定別の状況については、以下に記載しておりますので、省略させていただきます。

最後に、その他の(3)におきまして、平成18年11月の勧告の方向性の指摘を受けた事項、それから19年12月の独立行政法人整理合理化計画において講ずるべき措置については、着実な実施が行われていることを記載しております。

以上、信用基金の業績評価につきましてご説明申し上げます。

○松本分科会長 ありがとうございました。

それでは、ご説明をいただきました3つの法人の平成20年度業務実績に関する評価について、ただいまからご意見、ご質問をちょうだいする時間に入ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

長村専門委員、どうぞ。

○長村専門委員 最後の農林漁業信用基金のところで、基本的なことで教えていただきたいんですが、事業費の削減計画を見ていましたら平成24年度で5%目標と。この事業費の意味なんだけれども、ここの仕事をやっていること自身はすごくいいことをやっていると思うんですが、なぜ5%減らさなければいけないのか。必要だからこの仕事があるんじゃないかという素朴な疑問があるんですね。お金が必要だから農業者、林業者は借りたいわけで、なぜそこを減らすのかというのをちょっと説明をお願いしたいんですけれどもね。

○松本分科会長 それでは、ただいまの専門委員会からのご質問に対して、回答をお願いしたいと思います。

○農林漁業信用基金理事長 信用基金の理事長の堤でございます。

今ほどの質問でございますけれども、ここの項目の事業費には会計上のいわゆる経費に相当するものと、一方で保険金の支払いとか、そういった会計上は経費ではない分も両方混在をしております。ここでいう事業費はそういう概念でとらえておりますので、私どもは経費のところは極力削減するようにと。ただ、事業費のところは先ほど言いました保険金の支払い等は先ほどのようなご説明がありましたように環境による、特に林業とかあるいは漁業とか、そういったところは大変今厳しい局面でございますので、私どもが想定した保険金の支払い以上の保険金の支払いが行われました。ここのところは委員がおっしゃるようにそれはやむを得ないではないかと、むしろそれは一つの役割ではないかということは全くそのとおりだと思いますが、私どももなるべく想定の中に、そういうことも含めて計画を立案する必要も一方言えばありますので、引き続き全体としての削減について努力をしてまいりたいと思います。

大変貴重なご意見をいただきまして、私どもはそれを十分に踏まえながら仕事を進めてまいりたいと思っております。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞ、そのほか、お願いいたします。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 農業者年金基金で2つお伺いしたいと思います、2点です。

まず、1点目でございますけれども、随意契約のところで一者応募・一者応札について、従前と同じ業者があったというようなお話があったと思うのですが、一者応札の比率そのものは例えば前年と比べて減少しているのかどうか、その辺のお話を聞かせていただきたいというふうに思います。

もう一つは、制度の普及推進の新規加入者の件でございますけれども、昨年に引き続きB評価ということでございまして、早期達成の3カ年計画が21年度で終わるということを伺っておりますけれども、今、1年目もB、それから2年目もB、そうしますと21年度で目標の10万人達成というのは非常に厳しい状況だと思うのです。当関係者がそれぞれ鋭意努力をされていらっしゃると思うのですけれども、あと残り1年でもって達成できない状況ですと、多分、来年度はBじゃなくてCになるんじゃないかということをお大変懸念するわけですが、その辺の事情といいますか、達成目標と現状との乖離についてどのようにお考えか、お話をいただきたいというふうに思います。

○松本分科会長 それでは、ただいまの委員からの2つの質問について、事務局から回答をお願いします。

○農業者年金基金理事長 農業者年金基金の理事長の伊藤ですけれども、私のほうからでもよろしいですか。

○松本分科会長 どうぞ。

○農業者年金基金理事長 今、2点、ご質問がありましたけれども、随意契約の見直しの関係で、一般競争入札に移行したもののの中に一者応札が見られるという評価をいただいたわけですが、実は先ほど説明でもいただきましたように、期間を10日から30日に公告期間を延ばしたりして、できるだけ応札があるような工夫はしたんですけれども、結果的には一者応札が余り減っていないという状況にあります。それで、これを何とか改善したいということで、もっとさらに工夫をできないかということで今検討しているところでございます。何とか一者応札ではなくて複数の応札があるような、もっと応札しやすい仕組みを今検討しているところでございます。

それから、加入推進なんですけど、実は14年度から新制度に切りかわって以降、当初、年間1,600人程度の加入しかない時代が続いたということで、これではせっかく制度をつくった意味が十分発揮されないということで、3カ年計画でまず10万人達成ということで取り組んでいるわけですが、単年度で5,700人前後の目標というのは、それまでに比べるとかなり意欲的な目標として設定をしたということがまずありまして、初年度の19年度は4,173人ということで、それまでに比べると大幅にふえたことはふえたんですが、目標には届かなかったということであります。

20年度はさらに当然目標を達成すべく取り組みの強化をしたわけでありまして、実は昨年4月から8月ぐらいまでは19年度の各月をさらに上回るペースで増加したんで

すけれども、9月ぐらいから説明にもございましたように農業経営環境が非常に厳しくな
って、最低月2万円の保険料というのをなかなか払うというような意向が示されなくな
ってしまったということと、それからやはり運用環境が非常に悪化をしてしまったとい
うことも推進側、そして加入を検討される側の方も、どうしてもためらいを生じさせてしま
ったというようなこともありまして、9月以降、前年同月を下回る状況になってしまったと
いう結果、3,700人余で止まってしまったということでございます。

今、そういう意味で運用環境につきましては、実は今年、新年度に入りまして株価も大
分戻ってきておりますので、運用は完全にプラスに転化をしております。農業経営環境は
必ずしも好転したとは言えないまでも、昨年ほどの資材価格の高騰というようなことでは
ないということで、昨年に比べれば厳しい環境が緩和しているというふうに思っておりま
すので、今、加入推進に当たっていただく方々の研修をかなり濃密にやって、個別訪問等
に一層積極的に推進していただくように取り組んでおりまして、何とか今年度は目標を達成
したいということで、今、取り組んでいる最中でございます。状況は確かに厳しいんです
が、何とか今年度は目標達成すべく最大の努力をしているというところでございます。

○松本分科会長 今、ご説明があったようにご努力はされているというご説明でございま
すが、夏目委員、いかがですか。さらに、どうぞ。

○夏目委員 ご説明ありがとうございます。

まず、最初の随意契約のほうで伺いたかったのは、一者応札の改善のためにご努力され
ていると。それはわかるのですけれども、例えば昨年度と比べて実際にどのくらい減って
いるのか、横ばいなのか、その辺のちょっと数字をお示しいただきたかったことと、それ
から、今の制度の普及推進についてさまざまな要因がある中での難しい状況だと思うので
すけれども、本当に必要な制度であれば、もう少し伸びてもいいのかなというような受け
とめ方も逆にとれるのかなというふうに、つまり、2万円という額を払っても、なおかつ
加入者にとってメリットがあるというふうに受けとめられるのであれば、多分、その辺は
それだけの問題ではないので極端には言えないかもしれませんが、そんなことを何
かちょっと感じて、来年度、今、平成20年度の実績の2倍以上上げないと目標達成はでき
ないという状況の中で、難しいなというふうに思いましたものですから。

○松本分科会長 では、その増加率というか、増加の傾向をもう少し数的にお話しいただ
けますか。

○農業者年金基金理事長 まず、一者応札のほうを先に申し上げますと、実は一者応札の

実態は余り変わっておりません。一者応札が実質上、一般競争に移行して減ったという状況ではなくて、公告期間を延ばしたりして、できるだけ応札を呼びかけたりしているんですけれども、結果的には今のところ数字は余り変わっていないということで、さらなる工夫を今しているというところであります。

加入推進のほうは先ほどちょっと数字を申し上げましたけれども、19年度は4,173人、実は20年度は当然、それを上回っていくつもりで取り組んだんですが、秋以降、ちょっと停滞をしてしまって3,707人ということで、実は19年度よりも下回ってしまったということでもあります。

今、先ほど言いましたように運用環境ががらっと変わってきましたので、プラスの運用の状況に変わっておりますので、そういう状況も含めて情報提供を一生懸命やっているところなんですけど、おっしゃるようないい制度であれば、当然入るんじゃないかということなんですけれども、必ずしも一人一人の方にきちっと全部情報をひざ詰めで提供していかないと、なかなか国民年金で1万4,600円を払った上に、さらに2万円を払うというようなことなものですから、なかなか経営的に厳しい状況だと、ちょっと今は難しいというようなことになってしまうということなものですから、それを何とかやはり将来の老後のためには絶対に必要な制度と思っておりますので、情報提供をとにかく徹底してやっていくということを今一生懸命やっているところでもあります。

○松本分科会長 よろしゅうございますか。

○夏目委員 ありがとうございます。

○松本分科会長 どうぞ、そのほか、お願いいたします。ございませんか。

それでは、私から農畜産業振興機構の業務実績の総合評価について、私の記憶で申し上げますと、給与水準が非常に高いというかつてご指摘があって、その主要な説明が過去、非常に高い水準をそのまま継続してきたということと、業務の性質上、裁量性、専門性を要するので、給与水準が高いというご説明があったかと思いますが、今回の主要な理由がIT化等を推進したことで、一般職員がその分削減され、管理職の割合が増えたことが、給与水準が高まったという指摘をされていますが、過去の論点のあったそれは、こういうふうに変更されているわけですか。

○農畜産業振興機構理事長 私ども、農畜産業振興機構のラスパイレス指数が一般公務員を上回って推移をしている理由でございますけれども、農畜産業振興機構は、畜産振興事業団、蚕糸砂糖類価格安定事業団、野菜供給安定基金という3つの法人が統合して設立さ

れましたけれども、幅広い業務を実施する中、全体の定員を抑制するという観点から、IT化等事務の合理化を推進し、できるだけ一般職を削減した結果として管理職割合が高くなったということでございます。これがご指摘のようにラスパイレスが高い大きな要因となっているわけでございますけれども、私どもは管理職割合の削減を計画的に実施するとともに、全体として一般職を含めて給与水準の引き下げを実施する等の対策を講じた結果、現在のような水準に着実に低下してきていると理解をいたしております。

○松本分科会長 この管理職の比率が35%ぐらいになってきているということは、他の法人に比べて管理職の比率はどうなんですか。

○農畜産業振興機構理事長 私どもは他の法人と比較をしたことはございませんけれども、いずれにいたしましても3法人が統合し、幅広い業務を限られた人員で実施することとした結果、統合時は管理職割合が高かったということでございます。

○松本分科会長 今後もその削減の努力はされると。

○農畜産業振興機構理事長 私どもは、こうした状況を踏まえ、現在、定年退職前の一定期間一律に役職を離脱し、非管理職とするポストオフ制度を導入するとともに、退職をした管理職を、例えば10名いますとその補充を3分の1、3名強の管理職に抑制するなど、積極的に削減に取り組んでいる段階でございます。これらの取組により管理職割合は低下し、給与水準も確実に低下しているところです。

○松本分科会長 わかりました。

どうぞ、そのほか、ございませんか。

それでは、幾つかご質問をいただいたわけですが、おおむねご理解をいただいたということで、平成20年度業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり決定することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次は平成20年度財務諸表についてでございます。

それでは、各法人の財務諸表に関する意見について、青柳委員からご説明をお願いしたいと思います。

○青柳委員 第1部で平成20年度財務諸表に係る意見について読ませていただいて、ご確認をしていただきましたので、第2部のほうでは法人別意見について簡単にご説明したい

と思います。先ほどの第1部の資料の3-1の法人別意見というのを見ていただければと思います。

先ほどもご説明いたしました、1の財務諸表、附属明細書、①の運営交付金の収益化方法については、農林漁業信用基金は運営費交付金がないため該当はありません。その他、農畜産業振興機構、それから農業者年金基金につきましては、業務達成基準については検討課題というご意見をいただいております。

②の会計方針・注記記載方法その他につきましては、農畜産業振興機構、それから農林漁業信用基金については特にコメントはありません。年金基金について一部、シンジケートローン関連の金融手数料は、財務費用とする必要がないかを検討していただきたいというような形でまとめさせていただきました。

2のその他につきまして、事業報告書記載についてでございますが、農林漁業信用基金については特にコメントはありませんで、農業者年金基金については財務諸表の概況説明に工夫を要すると、それから農畜産業振興機構につきましては経年比較を5年間やることになっていますが、大きな増減があった場合には記載していただいたほうがいいということで記載をさせていただきました。それから、予算、決算の概況において差額理由の記載が少し不十分だったということで、コメントさせていただきました。

②の減損会計につきましては、それぞれコメントをいただいておりますが、農畜産業振興機構、それから信用基金については特に遊休不動産というのはありませんとのご回答をいただいております。年金基金につきましてはちょっと記載がございますが、読ませてくださいと、職員宿舎につき減損損失(損益外)5,000万円を計上しているんですが、なお、行政サービス実施コスト計算書2,700万円計上漏れというのがあったので、それは修整をしていただいたというような形で記載をさせていただきました。

一応、総括については第1部でご説明しましたので省略させていただきます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの委員からのご説明につきましてご質問をお願いいたします。どうぞ。ございませんか。

それでは、特段、ご意見がございませんので、各法人の財務諸表につきましては主務大臣の承認に当たり、異存なしとの意見でよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題に移ります。次の議題は役員給与規程等の一部改正についてでございます。

1部で概要について説明しておりますので、改めてここで説明はいたしません、では、課長補佐のほうから。

○生産局総務課課長補佐 1部のほうで役員給与規程等の一部改正につきましてご説明させていただきました。今、ご審議していただいております3法人についても、役員給与規程、期末特別手当の支給割合を引き下げるとい改定と、役員退職手当支給規程の一部改正、退職金の返納等の項目を入れたという改正については、変わってございません。

ただ、1点、農畜産業振興機構でございますけれども、役員給与規程の一部改正がございます。それは資料4-4の3ページに新旧対照表がございます。これにつきましては平成17年から実施しております給与構造の見直しを行うこととしておりまして、役員につきましては一律1.4%の俸給月額を引き下げを行うという一部改正でございます。給与規程等につきましては農畜産業振興機構が1点、この分が追加されております。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明とご一緒に、何か全体を通してご意見がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。ご質問はございませんか。

それでは、ご質問が特段ないようでございますので、各法人の役員給与規程等の一部改正につきましては、主務大臣に対し、意見の申し出はないということにしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題は、独立行政法人農畜産業振興機構の短期借入金の借り換えについてでございます。独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果についての報告でございます。

まず、農畜産業振興機構理事長からご報告をお願いいたします。

○農畜産業振興機構理事長 お手元の資料6に沿いましてご説明を申し上げます。

まず、砂糖勘定の短期借入金の借り換えでございます。お手元の資料6の2ページで

ございますけれども、今回の短期借入金の借り換えにつきまして、513億2,000万円の範囲内で借り換えを行うというご承認をいただいておりますけれども、事業費等々を精査した結果、477億3,519万5,367円のご承認いただいた範囲内での借りかえ実績となっている次第でございます。

続きまして、でん粉勘定につきましてご説明を申し上げます。同じく資料6の5ページでございますけれども、でん粉勘定限度額120億円の範囲内で借り換えを行い、37億1,500万円ということでご承認をいただいておりますけれども、同じく事業費等々を精査した結果、25億4,130万5,054円の借り換えの実績でございます。

以上でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

それでは、続きまして農林漁業信用基金理事長のほうから、資料7に基づいてご説明をお願いいたします。

○農林漁業信用基金理事長 それでは、農林漁業信用基金の平成21年度の長期借入金の入札結果についてご報告いたします。資料7の裏面をご覧ください。

去る3月11日の農業分科会におきましてご審議いただき、その後、5月1日付で主務大臣の認可を受け、このほど、その上期分について入札を行いました。その結果についてご報告いたします。2の平成21年度上期の長期借入金入札結果をご覧ください。入札日は6月8日、借入金額は9億7,200万円で落札金利は0.990%でございました。

以上が上期分の長期借入金の入札結果の報告でございます。

○松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。ございませんか。

ございませんでしたら、次のその他に入りますが、その前に今までの第2部の審議に關しまして、全体を通して何か質問あるいは議論を残していらっしゃる方がございましたら、この際、お受けしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。ございませんか。

それでは、その他の議題に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○生産局総務課課長補佐 資料の一番下のところに2枚組の資料があります。資料番号はつけておりません。国土交通省の評価委員会から7月に農林水産省の評価委員会あてに、

平成20年度の独立行政法人水資源機構の業務実績に係る意見聴取ということで、委員会の意見を求められておりました。これにつきましては7月初め、委員の皆様は書面をもってご意見をお伺いしたところでございまして、委員のご意見を踏まえまして、7月27日付で農林水産省の評価委員会としまして国土交通省の評価委員会に意見を述べております。それがこの2枚組の資料でございます。参考資料としてここにお配りしました。

事務局からは以上です。

○松本分科会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。ありませんか。

それでは、再度、本日の会議全体を通しまして、もちろん、第1部も入って結構でございますが、全体を通しましてご意見、ご質問をここで再度、承りたいと思います。ございませんか。

ないようでございますので、これで本日の議事につきましては終了いたすこととなります。

それでは、最後に私から1点、ご報告させていただきます。

農業分科会の審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、農林水産省独立行政法人評価委員会に報告しなければならないと、こういうことになっております。ご承知のように来週24日に開催が予定されております第17回農林水産省評価委員会におきまして、第16回評価委員会が開催されました本年3月31日以降、今月20日までの期間の農業分科会の審議の経過及び結果につきましては、農業分科会から報告いたしますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○生産局生産推進室長 どうも長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。

今後の分科会の議事あるいは開催日程におきましては、時間的な余裕を持ってご相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の資料は非常に大部でございますので、必要に応じてご自宅のほうに送付させていただきますので、その旨、お申し出いただければ幸いです。

以上でございます。

○松本分科会長 それでは、まことに長時間にわたりましてご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第31回農業分科会を閉会といたします。委員及び専門委員の皆さんには長時間にわたって大変ご熱心なご審議をいただきありがとうございました。

午後4時43分 閉会